

# 令和6年度東京都地域自殺対策強化補助事業公募要項

令和6年6月26日付6保医保健第339号

## (目的)

- 1 本要項は、東京都地域自殺対策強化補助事業実施要綱4の規定に基づき、補助事業の公募について必要な事項を定めることを目的とする。

## (事業の概要)

- 2 東京都（以下「都」という。）が地域自殺対策強化交付金を活用し、都内において、民間団体が実施する特に必要性の高い自殺対策に対し、地域の特性に応じた効率的な対策を後押しし、地域における更なる強化を図る。

## (補助対象事業)

- 3 補助対象事業は、以下のとおりとする。

### (1) 実施主体

次の要件を全て満たす団体であること。

ア 自殺対策に取り組む民間団体であること。

イ 原則として、公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人格を有すること。

ただし、知事が認めた場合はこの限りではない。

ウ 都民または都内に通勤・通学する方を対象とした事業を実施する団体であること。

### (2) 事業内容

ア

次の(ア)から(オ)までの要件を全て満たす事業であること。

(ア) 地域における自殺対策の強化に資する取組であること。

(イ) 創意工夫や熱意をもって行われ、効果的な取組であること。

(ウ) 営利を目的としない事業であること。

(エ) 都民または都内に通勤・通学する方を対象として行われる活動であること。

(オ) 交付要綱別添1に定める事業のいずれかに該当すること。

イ 事業の趣旨に沿わないもののほか、次の(ア)から(エ)までの要件に該当するものは、対象としない。

(ア) 他の機関から委託、助成又は補助を受け実施する事業

(イ) 事業の主たる目的である事務・事業を実質的に行わず、外部委託する事業や第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分を占める事業

(ウ) 備品購入費が大部分を占める事業

(エ) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団又は暴力団員の統制の下にある団体が行う事業

### (3) 実施期間

補助対象事業の実施期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

## (補助経費等)

- 4 経費の補助については、別に定める「東京都地域自殺対策強化補助事業補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づいて行うものとする。

なお、交付要綱における主な規定については以下のとおりである。

(1) 限度額

1 団体につき原則 5 百万円とする。

なお、(1) 対面相談事業、(2) 電話・SNS 相談事業、(3) 若年層対策事業) 及び (4) 深夜電話相談強化事業のうち特定の条件を満たす場合は、1 団体につき 1 千万円とする。

(2) 交付額

予算の範囲内で補助を行うものであり、交付額は申請額を下回ることがある。

(3) 対象経費

交付要綱別添 1 に定める経費で、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに実施した事業に係るもの

(留意事項)

5 応募に際しては、事業内容及び補助対象経費等については、以下の点に留意すること。

(1) 事業の実施目的及び期待する成果を明確にすること。また、滞りなく事業を実施するための計画を策定するとともに、計画を遂行するために必要な人員体制を設けること。

(2) 事業内容に即した効率的な所要額見積であること。

(3) 団体の管理運営経費については、経常的なものについては補助対象とならず、専ら補助対象事業を実施するために必要な部分に限り補助対象となること。

(4) 経費については、交付要綱別添 2 に定める対象経費支払基準に基づき、事業内容に照らして適切な人員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の事由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。

(応募方法)

6 応募方法は、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

以下の書類を提出すること。

(ア) 令和 6 年度東京都地域自殺対策強化補助事業計画書の提出について (別紙公募様式第 1)

(イ) 団体概要 (様式 1-1)

(ウ) 所要額調 (様式 1-2)

(エ) 事業計画 (様式 1-3)

(オ) 所要額内訳 (様式 1-4)

(カ) その他関係書類

(2) 添付書類

所管官庁に提出している定款又は寄付行為、事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し及び印鑑証明書を添付すること。

なお、それにより難しい場合は、相当する内容を把握できる資料を提出すること。また、その他、必要に応じ追加書類を求めることがある。

(3) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

東京都庁第一本庁舎 2 9 階 南側

東京都保健医療局保健政策部健康推進課自殺総合対策担当

(4) 提出期限

令和 6 年 6 月 28 日 (金曜日) 必着

(採択決定及びその取消)

7 応募のあった事業については、書面、問合せ、ヒアリング等による審査を行った上で、採択事業を決定する。

審査終了後、都から応募事業の採択の可否及び採択額について通知を行う。

なお、採択決定には、交付要綱10に準ずる条件が付されるものとする。

また、採択決定後において、事業の履行状況について、問合せや現地調査により確認する場合があります。履行状況の確認に応じない場合や、合理的な理由なく事業計画どおり履行していないことを確認した場合は、採択を取り消すことがある。

(応募の取り下げ)

8 補助事業者は、応募事業の採択決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、その応募を取り下げるときは、採択決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

また、採択決定前に申請を取り下げるときも同様とする。

(交付申請)

9 採択決定の通知を受領した団体は、交付要綱6及び採択決定通知に定めるところにより、交付申請を行うこと。

(概算払)

10 補助金の概算払については、次の場合に限り、個別に審査をした上で可否を決定する。

(1) 事業の採択決定までに、設立登記が完了している公益法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人等の法人であって、貸借対照表等により法人の財務状況を公表していること。

(2) 概算払を要する旨、書面及びヒアリングによる審査時に申し出ていること。

(3) 事業計画に、施設・設備の整備、機械器具等の購入に関する経費（工事費及び備品購入費）が含まれないこと。

(4) 事業計画の内容が過大でなく、適正な規模となっていると認められること。

なお、必要に応じて、事業計画の見直しを命ずることがある。

(5) 事業計画の内容が適正な規模であってもなお、これを遂行するに当たり、補助事業者の資力に不足が生じることが貸借対照表等から明らかであること。

なお、概算払を行った団体にあつては、事業実施期間中において月毎に事業の実施状況及び経費の執行状況を報告すること。

(秘密の保持)

11 補助対象事業を行う団体の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく当該事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

12 本要項に直接の定めのない事項は、交付要綱の定めに従う。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
法人等名  
役職・代表者名

印

令和 6 年度東京都地域自殺対策強化補助事業計画書の提出について

令和 6 年度東京都地域自殺対策強化補助事業を実施したいので、次のとおり事業計画を提出します。

1 計画所要額 金 円

2 団体概要（様式 1 - 1）

3 所要額調（様式 1 - 2）

4 事業計画（様式 1 - 3）

5 所要額内訳（様式 1 - 4）

6 その他

- ・所管官庁に提出している定款又は寄付行為
- ・事業報告書
- ・財産目録
- ・貸借対照表の写し
- ・印鑑証明書

また、上記の書類により難しい場合は会則、役員名簿、会計報告等。

(留意事項)

- ・法人等名は登記されている正式な名称で記載すること。
- ・代表者名は登記されている代表者名。通称名等は不可とする。
- ・印鑑は法人として印鑑登録をしているものを使用すること。

令和 年 月 日

東京都知事 殿

所在地  
法人等名  
役職・代表者名

印

令和 6 年度東京都地域自殺対策強化補助事業計画書の提出について

令和 6 年度東京都地域自殺対策強化補助事業を実施したいので、次のとおり事業計画を提出します。

1 計画所要額 金 円

2 団体概要（様式 1 - 1）

3 所要額調（様式 1 - 2）

4 事業計画（様式 1 - 3）

5 所要額内訳（様式 1 - 4）

6 その他

- ・所管官庁に提出している定款又は寄付行為
- ・事業報告書
- ・財産目録
- ・貸借対照表の写し
- ・印鑑証明書

また、上記の書類により難しい場合は会則、役員名簿、会計報告等。

(留意事項)

- ・法人等名は登記されている正式な名称で記載すること。
- ・代表者名は登記されている代表者名。通称名等は不可とする。
- ・印鑑は法人として印鑑登録をしているものを使用すること。